

(別表1)

事業継続力強化支援計画

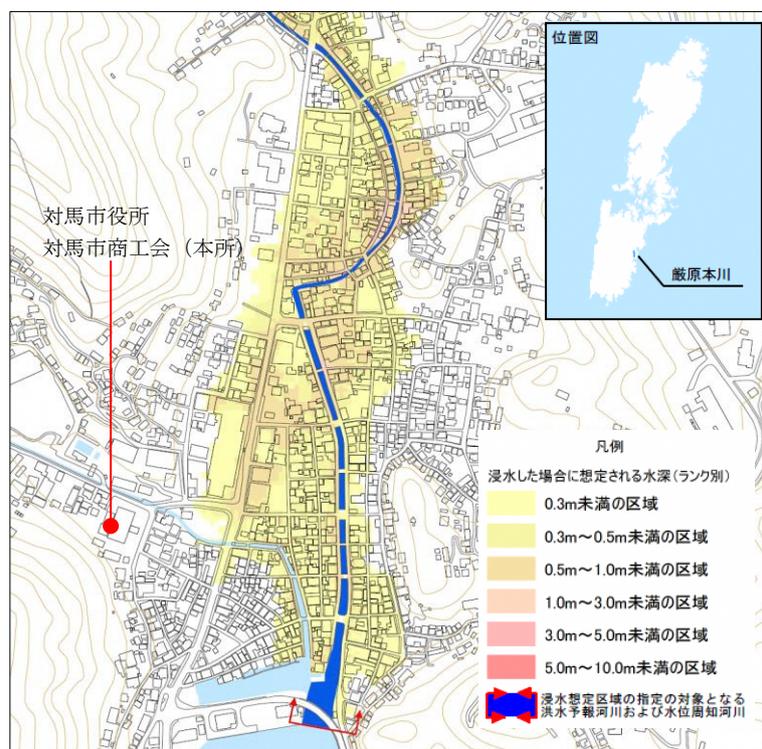
事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

対馬市のハザードマップによると、対馬市商工会本所が隣接する市街地地域において0.3～0.5mの浸水が予想されているほか、厳原本川河口から約1.8kmの地点まで川沿いの近隣商業地区で1m以上の浸水が予想されている。また、飲食業や小売業が多く立地する厳原本川沿いの川端地区において、最大で1.3mの浸水被害が予想されている。



(土砂災害：ハザードマップ)

対馬市のハザードマップによると、対馬市役所本庁や対馬市商工会本所が位置する周辺においては、がけ崩れや地滑り等土砂災害が生じる恐れのある「土砂災害警戒区域」、「土砂災害危険箇所」に指定されている箇所が多数存在するエリアが広がっている。また、島の面積の89%を山間地が占めており急傾斜地も多く、土砂災害の発生の恐れのある危険箇所は島内全域に広がっている。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後30年間で見舞われる確率が0.1%～0.7%の確率で発生するといわれている。また、再現期間10万年相当の計測震度では震度6強の地震が予想されている。

(その他)

対馬市は、九州の北部、日本海の西に位置しており、対馬海峡や九州北部の前線を低気圧が通過するときや、前線に向かって南から暖かい湿った空気が流れ込む時に大雨となることが多い。平坦地に乏しく、急傾斜地が多い地勢の特性から、急傾斜地の崩壊、土石流、地滑りといった土砂災害や、小規模河川の氾濫による家屋の浸水等の浸水害が発生する危険性が高い。

平成元年9月22日の台風17号では、「50年に一度の大雨」を記録する豪雨となった。日降水量は290.0mmを超え、床上浸水95件、床下浸水146件の被害に見舞われた。

対馬市は暖流である対馬海流に囲まれた島ではあるが、大陸からの冷たい季節風のため、秋から初春にかけて冷え込むことが多い。最高気温は36.6℃で、最低気温は-8.6℃である。対馬海峡には暖流の対馬海流が流れているため、その影響で年間通して比較的温暖で雨が多いという典型的な海洋性気候である。年平均降水雨量は2,235mmと長崎本土よりやや多い。

春は西のアジア大陸から吹いてくる季節風が原因で、ゴビ砂漠などの黄砂の影響を受ける。夏は30℃を超える日は減多になく、比較的涼しく過ごしやすいが梅雨前線や秋雨前線が停滞し豪雨に見舞われることも多い。秋は比較的雨が少なく、冬は平均気温は6℃程度と比較的温暖なものにもかかわらず、大陸からの寒波が直撃すると-5℃を下回り日中も氷点下の真冬日となることも多い。

## (2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者数 1,893人
- ・ 小規模事業者数 1,566人

【内訳】 (出典 平成28年 総務省：経済センサス活動調査・基礎調査)

	業種	商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況)
商工業者	建設業	170	154	市内に広く分散している
	製造業	123	120	市内に広く分散している
	卸売業・小売業	530	437	市内に広く分散している
	飲食店・宿泊業	262	216	飲食：厳原中心部、北部・比田勝港周辺
	金融業・保険業	22	13	厳原中心部に立地
	不動産業	116	109	厳原中心部に立地
	運輸通信業	61	39	市内に広く分散している
	電気ガス水道	3	0	厳原地区に立地
	その他サービス業	606	478	市内に広く分散している

## (3) これまでの取り組み

### 1) 対馬市の取り組み

- ・ 防災計画の認定、防災訓練の実施、防災マップの策定
- ・ 防災備品の備蓄

### 2) 対馬市商工会の取り組み

- ・ 事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・ 事業者BCP対策（事業休業への備え、水災補償等）に関する紹介
- ・ 危機管理マニュアルの策定

## II 課題

現状では、防災・減災に関する取り組みについて、実施ができていない。

また、緊急時の取り組みについても漠然的な記載にとどまり、対馬市などの関係機関との協力体制の重要性についての具体的な体制やマニュアルが整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が十分にいない。

更には、保険・共済に対する助言を行える職員が不足している。

## III 目標

- ・ 地区内小規模事業者に対して災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知するとともに、BCP策定のためのセミナーを年1回開催し、年間2社の計画策定支援を行う。
- ・ 災害時における連絡体制を円滑に行うために、対馬市商工会と対馬市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・ 発災後速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・ 巡回や窓口相談時に、全国商工会連合会が作成した「リスクチェックシート」等を活用しながら、自然災害等のリスクに対応した共済・保険制度の加入確認を行い、未加入の共済・保険制度に係る説明や保険会社と連携した保険相談会等を実施する。

### ※その他

- ・ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県に報告する。

### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

#### (1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和3年4月1日～令和8年3月31日

#### (2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と対馬市との役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

##### < 1. 事前の対策 >

平成25年8月30日に締結した「危機発生時等の支援活動に関する協定書」について、本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対応等に取り組めるようにする。

##### 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取り組みや対策（事業所休業への備え、水災補償の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 会報や市広報誌、ホームページ、メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 巡回や窓口相談等を通して、小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取り組む可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取り組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取り組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を行う。

## 2) 商工会自身の危機管理マニュアルの作成

- ・対馬市商工会は商工会事業継続計画に相当する「対馬市商工会危機管理マニュアル」を作成している。

## 3) 関係団体との連携

- ・損害保険会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業所以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

## 4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP取り組み状況の確認を行う。
- ・(仮称)対馬市事業継続力強化支援協議会(構成員:対馬市商工会、対馬市)を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

## 5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害(震度5弱以上の地震及び令和元年9月の集中豪雨)が発生したと仮定し、対馬市との連絡ルートの確認等を行う(訓練は必要に応じて実施する)。

## < 2. 発災後の対策 >

自然災害時による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえ、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

発災後3時間以内に職員の安否報告を行う。

(商工会災害システム等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況(家屋被害や道路状況)等を対馬市商工会と対馬市で共有する)

### 2) 応急対策の方針決定

- ・対馬市商工会と対馬市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する、など。
- ・職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、対馬市商工会と対馬市は以下の間隔で被害情報を共有する。

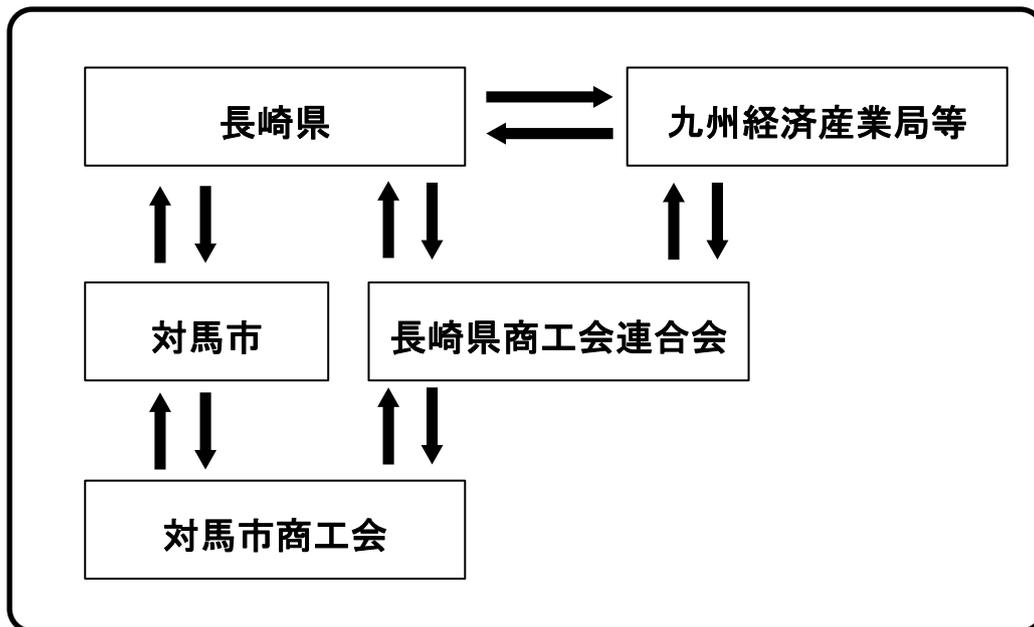
発災後～1週間	1日に2回連絡する
1週間～2週間	1日に1回連絡する
2週間～1ヶ月	1週間に1回連絡する
1ヶ月以降	1か月に1回連絡する

### < 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、対馬市の指示に従って被害地域での活動を行うことについて決める。
- ・対馬市商工会と対馬市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・対馬市商工会と対馬市が共有した情報を、長崎県が指定した方法（「長崎県における中小企業関係被害状況報告について（通知）」令和元年8月28日付31産政第79号）にて、対馬市より長崎県へ報告する。

対馬市商工会と対馬市が共有した情報は、対馬市商工会から長崎県商工会連合会へ報告する。

#### 報告・連絡体制



#### < 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、対馬市と相談する（対馬市商工会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や長崎県、対馬市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

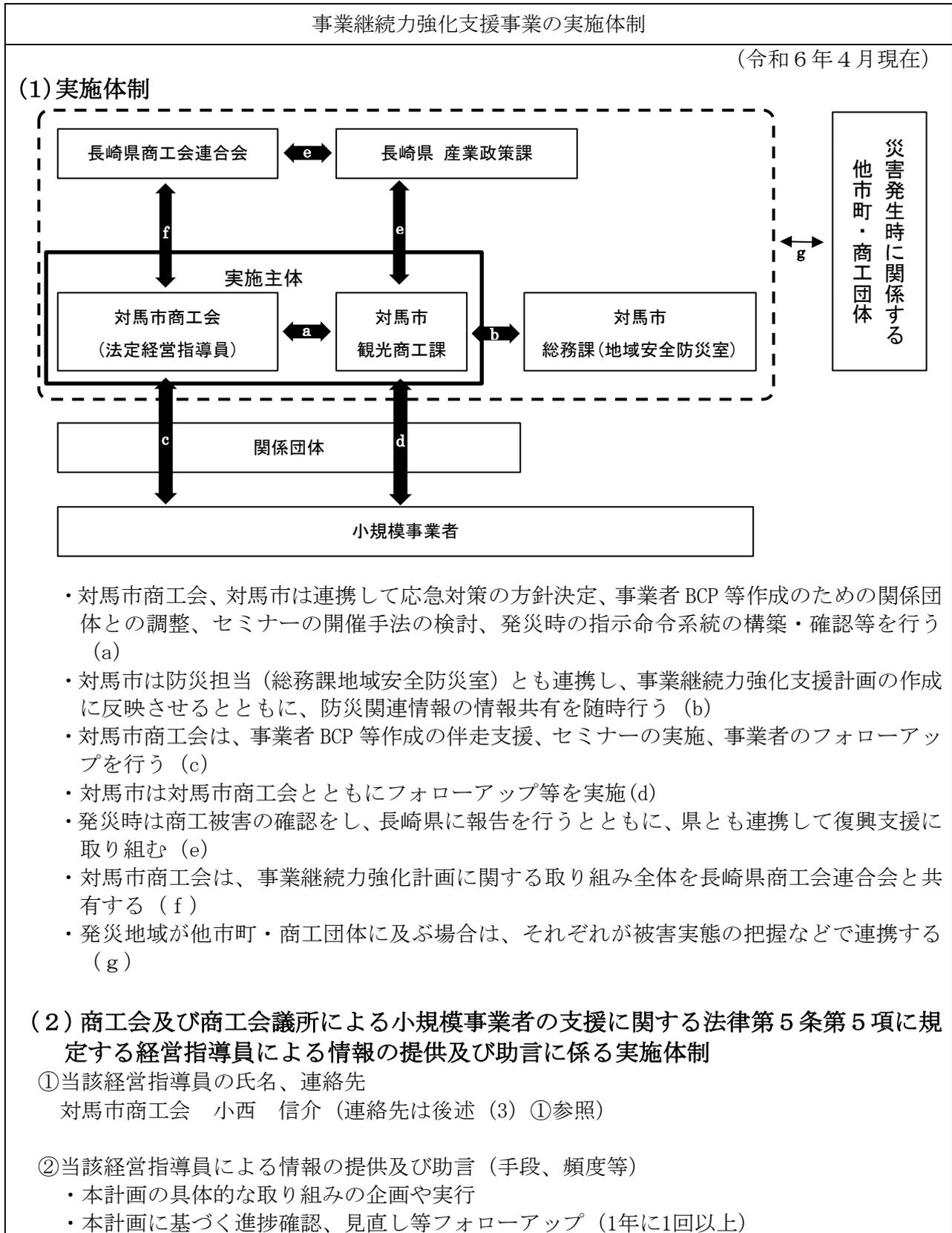
- ・長崎県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を長崎県等に相談する。

#### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県へ報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



### (3) 商工会、関係市町連絡先

#### ①対馬市商工会

対馬市商工会 経営支援課

〒817-0022 長崎県対馬市厳原町国分1441

TEL:0920-52-0460 / FAX:0920-52-6169

E-mail:tsushima@shokokai-nagasaki.or.jp

#### ②関係市町

対馬市役所 観光交流商工部 観光商工課

〒817-8510 長崎県対馬市厳原町国分1441

TEL:0920-53-6111 / FAX:0920-52-1214

E-mail:shoukou@city-tsushima.jp

#### ※その他

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに長崎県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位:千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	500	500	500	500	500
・ 専門派遣費	200	200	200	200	200
・ 協議会運営費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフ、チラシ作製費	100	100	100	100	100

(備考)必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、対馬市補助金、長崎県補助金、事業収入 等

(備考)調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあつては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等